

「碍」の字表記問題再考 (25) 仏教にみる障害者像

前回(4月号)は、『法華経』に記された「障碍」の表記とそれに関する人を表わす文言を検証した。その中、わかりやすく譬喩を用いて説法したといわれている第3章「譬喩品第三」に多く記述がみられた。

その表記は、「躄^{いざり}、盲、聾^{くぐせ}、背偻^{いんあ}、瘖瘖^{いんあ}」などである。「躄」とは「尻を地につけたまま進むこと」(『広辞苑』第5版)という意味であり、歩行障害の人に対する呼称で古くから使われていた言葉である。現在では「躄」は不適用用語として扱われ、マスメディアなどで耳に、目にすることはない。「盲」は今でも用いられている表記であるが、訓読みの「めくら」は廃止され、音読みの「もう」と発音して使われている。「聾」も旧来の「つんば」ではなく、音読みの「ろう」で使われている。「瘖瘖」は「聾」と同義語である。聴覚音声言語障害の人を意味し、中国の仏教文化を著す古文書の中で用いられている用語である。わが国では遣隋使、遣唐使以降、中国を「鑑^{かがみ}」にしてさまざまな法律を制定しているが、その中で障害のある人の表記も中国の文書より借用して表わしている。この「瘖瘖」もその一つであり、わが国では長年にわたって用いられ、主に裁判用語として使われてきている。しかし、1981年の「国際障害者年」以降は不適用用語として扱われ、改称されている。「背偻」は「病によって脊椎が曲がる姿」を意味し、わが国のみならず、古代中国のさまざまな文書の中に登場する言葉である。これも現在では不適用用語、差別用語となっており、目にすることはない。

輪廻転生

「障碍」の表記は仏教語として存在し、負の意味があるとの政府見解を検証するために本稿で言及しているが、仏教経典を見る限り確かにその見解を裏付ける結果となっている。厩戸皇子が撰述したといわれている『三経義疏』の注釈書である『勝鬘經義疏』『維摩經義疏』そして『法華經義疏』の中でも障碍の表記を確認している。

釈尊は『法華経』の教えの中で、生きとし生けるすべてのものは仏陀になる可能性を有し、また、人は何度も生まれ変わり、出変わりする「輪廻転生」の存在であることを説いている。生まれること、老いること、病になること、死ぬことなどすべてが苦しみであり、その苦しみにから逃れて解放される「解脱」を釈尊は説いているのである。

人はまた、生前の行いによって来世で生まれ変わる世界が決まり、「地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上」の「六道」があるとしている。とりわけ、地獄に陥る行為として「十悪五逆」の罪を犯さないよう戒めている。十悪とは、「殺生(命あるものを殺す)」、「偷盜^{ちゆうとう}(盗み)」、「邪淫^{じやいん}(淫らな男女関係)」、「妄語^{もうご}(嘘、偽り)」、「両舌^{りやうぜつ}(二枚舌)」、「悪口^{あくくち}(汚く罵る)」、「綺語^{きご}(戯れ言)」、「貪欲^{どんよく}(むさぼる我欲)」、「瞋恚^{しんに}(怒り、憎しみ)」、「愚癡^{ぐち}(真理に対する無知、愚かさ)」(『広説佛教語大辞典』)をいう。

五逆とは、「父を殺すこと」、「母を殺すこと」、「悟りを開いた聖人を殺すこと」、「仏の身体を傷つけること」、「仏教教団を破壊し、分裂させること」をいい、最も重い罪とされている。

これ以外にも、仏法を誹る「謗法罪^{そし ほうぼう}」も重罪であり、地獄へ墜ちる許されない罪としている。

これらの戒律を終生守り続けなければならないが、釈尊は一方で「地獄に墜ちる人間は星の数ほどいるが、人間界に生まれ変わることは至難のこと」だと述べている。

現代社会に照らし合わせて考えても、生きるためには食生活で間違いなく殺生をして自らの命を繋いでいる。釈尊の教えを守り通すことは至難のことである。

因果応報

『法華経』の「譬喩品第三」には、「『法華経』を誹り、非難する者、あるいは経典を誦誦し、写経する者、あるいは保持する者を軽んじて賤しめ、憎みそねんで、長い間怨みをいだく者があるならば、罪にあたる報を受け、死後は「阿鼻地獄」に陥るであろう。たとえ地獄から出られても、必ず畜生道に墜ちるに違いない。」と記されているが、仏法を誹る者は「謗法罪」によって「来世」は地獄に墜ちることが説かれているのである。

厩戸皇子は飛鳥時代の604年(推古天皇12)に「十七条憲法」を制定しているが、その第2条で「篤く三法を敬え、三法とは仏、法、僧なり」と説いている。謀反、疫病、各地で起こる天災地変などで荒廃した人々の心を治めるために仏教の教えにすがったのである。仏教の教えによって人々に「勸善懲惡」を説き、現世の行いによって死後及び来世の「六道の世界」を知らしめている。また、一人ひとりの人間に現れる個体差の優劣も、前世や現世での行いによって生じるとしている。「障害の有無」をはじめとして、病で苦しむこと、短命で人生を終わること、貧窮生活を余儀なくされること、出自によって差別を被ることなど、すべては「因果応報」の結果であるとしている。その題材の一つに、心身に障害のある人たちを登場させ、他者への戒め的な存在として扱い、因果応報の教えを人々に説いている。

こうした教えの影響を受け、親が子どもをしつける際に障害のある人を例にして、「悪いことをしたら、あんなふうになる」「罰があたった」などと常套句として口にした時代がわが国には存在する。また、大道芸人の口上で「親の因果が子に報い」という台詞で障害のある人を負の存在として見世物にし、語り継いできた史実も過去には存在するのである。

そして、それらはみな前世の因果応報の結果であり、絶対的真理であるかの如く人々に説いてきたことも事実である。こうしたわが国の「障害者観」は少なからず、宗教の教えと深く関係があるといえよう。特定の人々を例にあげて、すべては因果応報の結果であると教えを説くとするならば、これは明らかに差別であり、人権蹂躪の何ものでもなく、決してあってはならないことである。

[引用・参考文献]

- 三枝充憲『法華経現代語訳(全)』第三文明社、1978年。
- 菅野日彰『法華経・永遠の教え』大法輪閣、2006年。
- 並川孝儀『ブッダたちの仏教』筑摩書房、2017年。
- 大角修『全品現代語訳法華経』角川文庫、2018年。